

「中央学院大学公的研究費不正防止計画」の策定

以下のとおり制定する。

<方針>

中央学院大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日文科科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的に実施することにより、公的研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期していきます。

今後、本学の現状を踏まえ、以下のとおり不正防止計画を実施していきます。

1. 公的研究費の適正な管理・運営について

本学では、これまで公的研究費を対象として適正な管理・運営体制の整備、構築に努めてきましたが、今後は公的研究費に留まらず、府省等からの公的資金全般についてルールの一統化を図り、適正な管理・運営体制の整備、構築を進めていきます。

2. 物品の発注・納品・検収体制について

昨今発生している公的研究費の不正使用の事例は、物品の購入に係るものが大半を占めています。本学は「中央学院大学公的研究費執行の手引」を作成し、社会連携・研究支援室で一元的に物品および印刷物の納品確認を行って参りましたが、今後も物品および印刷物のみならず、特殊な役務契約等についても発注・検収を実施し、体制の整備および強化を進めていきます。

3. 謝金・人件費、旅費に係る勤務状況の管理について

現在、公的研究費で雇用している者の勤務状況管理を正確に管理するため、総務部総務課と連携し、社会連携・研究支援室にて、管理体制の整備を進めていきます。また、旅費等の管理体制については、既に導入済みの実費支給制度を継続実施し、必要に応じて見直しを加えながら適正な運用を行っていきます。

4. ルールの周知、関係者の意識向上に向けて

昨今発生している公的研究費の不正使用の大半は研究者、事務職員のルールの理解不足が原因として挙げられます。今後、研究者、事務職員ともにルールの理解をいっそう深めていくよう取り組んでいきます。

5. その他

上記の他、随時、必要に応じて不正防止の方策を検討・実施し、継続的に不正防止計画の見直しを行っていきます。